

山口大学大学研究推進機構新事業創出支援スペース入居企業等選考基準

(目的)

第1条 山口大学大学研究推進機構（以下「機構」という。）が管理する常盤地区のレンタルスペースのうち新事業創出支援スペースの入居承認にあたり、大学発ベンチャー企業等の入居選考に関し必要な事項を定める。

(選考方法)

第2条 選考は、入居資格を満たしている応募者を対象に、書面審査及び面接審査にて行う。

(入居資格)

第3条 入居資格は、原則として次のいずれかを満たしている者とする。なお、入居資格を有する者であることの判断は、別紙様式1「入居企業等選考評価票（入居資格要件）」に基づき機構長が行うものとする。

- (1) 本法人の役職員または学生が行った研究の成果に基づき、入居後1年を目途に企業を起こそうとする本法人の役職員または学生
- (2) 既に創業した大学発ベンチャー企業あるいは企業グループであって、次の条件のいずれかを満たす者
 - ア 本法人の役職員から継続的な技術指導を受けることが必要であり、山口大学の教育・研究活動の発展に寄与できる企業
 - イ 本法人の役職員と「民間等との共同研究」の契約を結び研究開発事業を行うことが必要な企業
 - ウ 本法人の役職員と共同で、国等が行う研究開発事業を行うことが必要な企業
- (3) 機構長が特に認めた企業

(書面審査)

第4条 書面審査は、入居応募者から提出された申請書類等を基に、別紙様式2「入居企業等選考評価票（書面審査）」（以下「書面審査票」という。）に基づき常盤地区施設管理運営専門委員会の委員が事前に行う。

2 書面審査は、入居応募者から提出のあった次の申請書類等により行うものとする。

- (1) 第3条1号に該当する者の場合
 - ア 利用申請書
 - イ 事業計画書（別紙様式5）
 - ウ 住民票の写し
 - エ その他参考となる資料
- (2) 第3条第2号に該当する者の場合

- ア 利用申請書
- イ 事業計画書（別紙様式5）
- ウ 法人登記簿謄本
- エ 直近の財務諸表及び納税証明書の写し
- オ その他参考となる資料

（面接審査）

第5条 面接審査は、別紙様式3「入居企業等選考評価票（面接審査）」（以下「面接審査票」という。）に基づき、常盤地区施設管理運営専門委員会の委員が行う。

（選考指針）

第6条 選考にあたっては、将来のビジネスでの成功の可能性を第一義的に重視するものとし、次の各号に示す事項を中心に書類審査票及び面接審査票を参考に別紙様式4「入居企業等選考評価票（総合的判断）」に基づき行うものとする。

(1) 事業の競争力

当該技術等の新規性、関連技術に対する優位性、特許等の工業所有権、競合企業の存在およびそれとの競争力、事業モデルの強み など

(2) 事業体自身の収益性

売上予測、財務計画、キャッシュフロー計画、販売ルート、市場予測、などを含めたビジネスプランの妥当性、人材の確保計画 など

(3) 事業を行う代表者の資質等

事業を行うリーダーとしての資質、事業に関する経験や知識、財務と会計に関する基礎的な知識 など

(4) 事業の社会貢献・地域貢献

大学が支援する事業であることに鑑み、社会に貢献する事業であること、社会貢献や地域貢献に関するスタンスとビジョンを有すること

附 則

この基準は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。